

…

## 第4章

自主的な防火防災活動と災害に強い地域づくり



# 自主的な防火防災活動と災害に強い地域づくり

## 防火防災意識の高揚

令和6年中の火災を出火経過別にみた場合に、全体の75.4%を失火が占めており、また、危険物施設における火災事故の55.1%が人的要因によって発生している。自然災害についても、地震や風水害発生時における避難及び二次災害の防止は、住民の日頃の備えや災害時の適切な行動が基本となることは言うまでもない。災害に強い安全な地域社会の構築には、国民の防火防災意識の高揚が非常に重要となる。このような観点から、消防庁では、「防災とボランティア週間」（1月15日～21日）、「全国火災予防運動」（春季：3月1日～7日、秋季：11月9日～15日）、「危険物安全週間」（6月第2週）、「防災週間」（8月30日～9月5日）、「119番の日」（11月9日）などの機会を捉えて、啓発活動等を行っている。また、安全功労者に対して総務大臣表彰（毎年7月上旬）、防災功労者に対して消防庁長官表彰（随時実施）、特に功労が顕著な個人又は団体について、内閣総理大臣表彰（それぞれ毎年7月上旬、9月上旬）が行われている。

今後とも、国民の防火防災に関する関心を喚起し、意識の高揚を図っていく必要がある。

### ① 全国火災予防運動等

#### (1) 全国火災予防運動

**(春季 令和7年3月1日～3月7日)**

**(秋季 令和7年11月9日～11月15日)**

近年、都市構造や建築構造、生活様式の変化等に伴い、火災等の災害要因が多様化している。このような状況において、火災をはじめとする災害の発生を未然に防止し、また、その被害を最小限にするためには、国民の一人一人が日頃から防火防災の重要性を深く認識するとともに、防火防災に対して十分な備えをすることが最も重要である。このことから、消防庁では、春と秋の毎年2回、火災が発生しやすい時季に先立って火災予防運動を実施してい

る。本運動においては、毎年、全国統一防火標語を掲げ、国民に対し防火防災意識の高揚及び火災予防対策の実践を呼び掛けている。

令和7年春季全国火災予防運動は、各省庁、各都道府県及び関係団体の協力の下に、「地震火災対策の推進」、「住宅防火対策の推進」、「林野火災予防対策の推進」を重点推進項目、「防火対象物等における防火安全対策の徹底」、「製品火災の発生防止に向けた取組みの推進」、「多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底」、「乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進」、「木造飲食店等が密集する地域に対する火災予防指導等の徹底」、「放火火災防止対策の推進」等を推進項目として、各種広報媒体を通じて広報活動を実施した。これと併せて、各地の消防機関においても、予防運動の趣旨に基づき、各種イベントや消防訓練の実施、住宅防火診断等様々な行事が行われた。

また、令和7年秋季全国火災予防運動は、岩手県大船渡市で発生した林野火災を踏まえ、秋季としては初めて「林野火災予防対策の推進」を重点推進項目に加え、冬季から春季にかけて増加する林野火災に備え、各種広報媒体を通じた広報活動等を実施した。



火災予防運動ポスター

## (2) 文化財防火デー（1月26日）

昭和24年（1949年）1月26日の法隆寺金堂火災を契機として、昭和30年（1955年）以降、消防庁と文化庁の共同主唱により、毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開している。

また、この日を中心として、文化財の所有者及び管理者により、管轄する消防本部の指導の下、重要物件の搬出、消火、通報及び避難のための訓練などが積極的に実施され、文化財の防火・防災対策が講じられている。

消防庁では、文化財等における訓練の実施方法を具体化した「国宝・重要文化財（建造物）等に対応した防火訓練マニュアル」を作成しており、文化財防火デー等の機会を捉え、文化財等の関係者における実践的な訓練の実施を促進している。



## (3) 全国山火事予防運動

（令和7年3月1日～3月7日）

全国山火事予防運動は、広く国民に山火事予防思想の普及を図るとともに、予防活動をより効果的なものとするため、消防庁と林野庁が共同し、春季全国火災予防運動と併せて同期間に実施している。

令和7年の全国山火事予防運動では、「ふるさとの 山を守ろう 火の手から」を統一標語として、ハイカー等の入山者、地域住民、小中学校の児童・生徒等を対象とした啓発活動、駅、市町村の庁舎、

登山口等への警報旗の設置やポスター等の掲示、報道機関等を通じた山火事予防思想の普及啓発、消防訓練の実施や研修会の開催、地域住民、農林業関係者等による山火事予防組織と女性防火クラブ等民間防火組織が連携した予防活動等を通じ、林野火災の未然防止を訴えた。

## (4) 車両火災予防運動

（令和7年3月1日～3月7日）

車両火災予防運動は、車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図り、もって車両火災を予防し、安全な輸送を確保することを目的として、消防庁と国土交通省が共同し、春季全国火災予防運動と併せて同期間に実施している。

令和7年車両火災予防運動において、消防庁では、放火火災防止対策を図るため、防炎製品のボディカバーの使用について普及促進を図るとともに、駐車場等の防火安全対策を徹底するため、初期消火、通報及び避難訓練の実施について推進した。

## (5) 消防記念日（3月7日）

昭和23年（1948年）3月7日に消防組織法（昭和23年法律第186号）が施行され、我が国の消防は、市町村消防を原則とする今日の「自治体消防」として誕生した。そして、同法が施行されて2周年を迎えた昭和25年（1950年）、広く消防関係職員及び住民の方々に「自らの地域を自らの手で火災その他の災害から守る」ということへの理解と認識を深めていただくため「消防記念日」が制定された。

消防記念日である3月7日は、例年春季全国火災予防運動（毎年3月1日～3月7日）の最終日となっており、全国の消防本部等において、消防訓練、記念式典や消防防災功労者に対する表彰など、様々な行事が行われている。

## 2 危険物安全週間

危険物に係る火災及び流出事故の件数は、近年高い水準で推移しており、それらの事故原因をみると、人的要因については、維持管理不十分や操作確認不十分が多くなっている。

こうした事故を未然に防止するために、消防庁では、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」とし、危険物の取扱いに対する安全意識の高揚及び啓発を図っている。令和7年度の危険物安全週間（6月8

日～14日）では、「危険物無事故へ挑むゴング鳴る」を推進標語として推進ポスターの作成を行い、各都道府県、関係団体等と協力して、全国的な広報・啓発運動を展開したほか、危険物の安全管理の推進や危険物の保安に功績のあった個人及び事業所を表彰した。

また、各地域においては、危険物関係事業所の従業員や消防職員を対象とした講演会や研修会が開催されたほか、消防機関による危険物施設を対象とした立入検査や自衛消防組織等と連携した火災等を想定した訓練が行われた。



危険物安全週間推進ポスター

## 住民等の自主防災活動

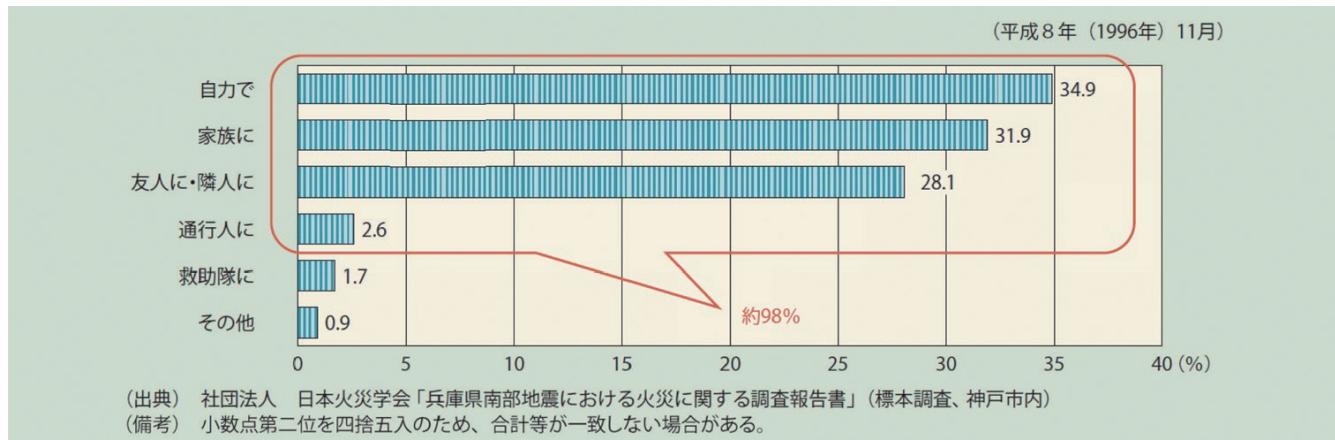
地域防災力の充実強化に当たっては、その中核となる消防団の充実強化だけでなく、地域住民一人一人が「自分たちの地域は自分たちで守る」という固い信念と連帯意識に基づき、コミュニティにおける自主的な防災活動を実施し、地域ぐるみの防災体制を確立することが重要である。

阪神・淡路大震災においては、地域住民が協力し合って、初期消火により延焼を防止した事例や、救助活動により人命を救った事例等が数多くみられた（第4-1図）。また、東日本大震災においても、地域における自主的な防災活動の重要性が改めて認識され、自主防災組織の結成の促進やその活動の活性化に向けた取組が各地で行われている。その後の大規模災害においても、自主防災組織が地域住民の中心となって日頃から地域防災力の向上に努めていた結果、地域住民の避難が適切に行われ、被害の軽減につながった事例もある。令和6年能登半島地震では、継続してきた防災訓練が功を奏し、地区の住民全員が避難し津波から逃れられた事例があった。

自主防災活動が効果的かつ組織的に行われるためには、地域ごとに自主防災組織を整備し、平常時から、災害時の情報の収集伝達体制・警戒避難体制を確立し、防災用資機材の備蓄等を進めるとともに、大規模な災害を想定した防災訓練を積み重ねていくことが必要である。

また、地域の防火防災意識の高揚を図る上で、自主防災組織の育成とともに、女性防火クラブ、少年消防クラブ、幼年消防クラブ等の育成強化を図ることも重要である。

第4-1図 阪神・淡路大震災における生き埋めや閉じ込められた際の救助の状況



## 1 自主防災組織

自主防災組織は、地域住民の連帯意識に基づく自発的な防災組織であり、令和7年4月1日現在で、全国1,741市町村のうち1,697市町村で16万7,722の自主防災組織が設置され、自主防災組織による活動カバー率（全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合）は増加傾向にある（第4-2図、資料4-1）。また、自主防災組織を育成するため、令和6年度には、1,040市町村において資機材の購入費及び運営費等に対する補助が、174市町村において資機材等の現物支給が、それぞれ行われている。これらに要した経費は令和6年度で合計77億4,840万円となっている。

なお、防災訓練においては住民の事故が起こらないように、細心の注意が払われているが、事故が起きてしまった場合には、公益財団法人日本消防協会の防火防災訓練災害補償等共済制度等の対象となり得る。

## 2 女性防火クラブ

女性防火クラブは、家庭での火災の予防に関する知識の習得、地域全体の防火防災意識の高揚等を目的とした組織をいう。その数は令和7年4月1日現在で5,508団体であり、クラブ員の数は約83万人となっている。

また、女性防火クラブの相互交流や活動に関する

情報交換、研修等を通じて同クラブの充実強化につなげるため、令和7年4月1日現在で43道府県において、道府県単位の連絡協議会が設置されている。

東日本大震災においても、避難所での炊き出し支援や、被災地への義援金・支援物資の提供等の活動が行われた。また、令和6年能登半島地震においても避難所での炊き出し等の支援が行われた。

## 3 少年消防クラブ

少年消防クラブは、10歳以上18歳以下の少年・少女が防火及び防災について学習するための組織をいう。その数は令和7年5月1日現在で3,930団体であり、クラブ員の数は約37万人となっている。

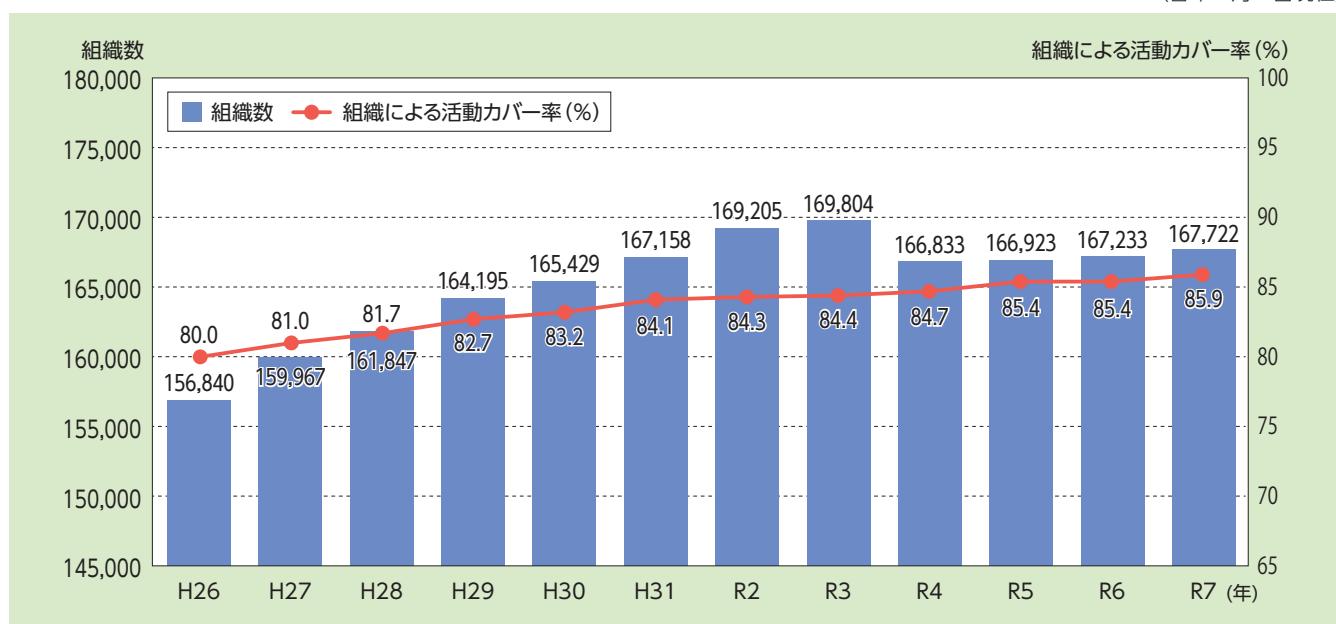
消防庁では、優良な少年消防クラブ・指導者への表彰を行うほか、消防の実践的な活動を取り入れた訓練等を通じて他地域の少年消防クラブ員との親交を深めるとともに、消防団員等から被災経験、災害教訓、災害への備え等について学ぶ「全国少年消防クラブ交流大会」を平成24年度から開催している。

令和7年度は、全国から50クラブ350名（指導者を含む。）が参加し、広島県広島市で同大会を開催した。

## 4 幼年消防クラブ

幼年消防クラブは、幼年期に、正しい火の取扱いについて学び、消防の仕事を理解することにより、火遊び等による火災発生の減少を図ろうとするため

第4-2図 自主防災組織の推移



(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

の組織をいう。近い将来、少年・少女を中心とした防災活動に参加できる素地をつくるため、9歳以下の児童（主に幼稚園、保育園の園児等）を対象として、消防機関等の指導の下に同クラブの育成が進められている。その数は令和7年5月1日現在で1万3,021団体であり、クラブ員の数は約94万人となっている。

## 5 自主防災組織等の活動の活性化

自主防災組織等の活動の活性化が地域防災力の更なる充実強化に当たり重要であるとの認識から、消防庁では、「自主防災組織の手引」の作成、防災・減災・防火対策等の優れた取組を表彰する「防災まちづくり大賞」を実施するほか、自主防災組織等のリーダー育成を目的とした教材作成や研修を行っている。

さらに、「自主防災組織等活性化推進事業」により、組織の立ち上げや災害対応訓練など、自主防災組織等の活性化のための取組を支援している。

## 6 防災知識の普及啓発

地域防災力の充実強化に当たっては、地域住民一人一人が防災の担い手として防災知識を持つことも重要である。消防庁は、消防庁ホームページにおいて、こども向けの防災啓発冊子を掲載しているほか、防災の知識や災害時の危機管理について学習できる「防災・危機管理 e-カレッジ」を運用している。また、SNS等の広報媒体を通じ、防災知識の普及啓発を行っている。

このほか、大規模災害（地震、風水害等）での活動経験者や防災まちづくり大賞受賞団体の代表者等を語り部として派遣することで、市町村の災害対応能力の強化や住民の防災意識の向上を支援している。

